

令和2年第4回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	子育て支援課長	齋藤和也

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和2年6月22日（月曜日）午前10時開議

第1 議案第56号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について

- 第2 議案第45号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第46号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第47号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第48号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第49号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第50号 市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについて
- 第8 議案第51号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第9 議案第52号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第10 議案第53号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第11 議案第54号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第55号 にかほ市屋内運動施設建設工事請負契約の締結について
- 第13 陳情第1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情
- 第14 陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情
- 第15 継続審査について
陳情第3号 農産物種子条例の制定を求める意見書
- 第16 議提第3号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時05分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程に含めております。

ただいまの件について、本日9時半より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

本日9時30分から議会運営委員会を開会いたしましたので報告いたします。

本日提出されました追加議案についての協議をしております。

お手元に配付の追加議案つづりをご覧ください。

追加議案は1件です。議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

なお、議案第56号については、先の全員協議会で説明を受けておる事案で、国の第二次補正予算の成立を受け、ひとり親世帯臨時特別給付金を早期に支給するための事案でございます。

なお、本日の本会議において議案を委員会付託せずに、提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして、議会運営委員会で決定いたしております。

なお、質疑については、通告なしでも受け付けることができるものといたしております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、本日提出されている議案第56号は、そのように決定します。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨について申し上げます。

議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,572万円を追加し、総額をそれぞれ180億5,940万6,000円とするものであります。

補正内容は、国の第二次補正予算の成立を受け、ひとり親世帯の児童扶養手当受給者等に対し、臨時特別給付金を支給するための予算措置を行うもので、歳入において国庫支出金に母子家庭等対策総合支援事業費補助金1,572万円を計上しております。

また、歳出では、民生費にひとり親世帯臨時特別給付金1,572万円を計上しております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げました。補足説明については、担当の部課長で行いますので、よろしく御審議をください。

以上であります。

●議長（佐藤元君） これから担当部長の補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について補足説明申し上げます。

6月16日の議会全員協議会において資料に基づいて説明しておりますので繰り返しになると思いますが、簡潔に説明させていただきます。

補正予算書の6ページをご覧ください。初めに、歳入について御説明いたします。

13款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金1,572万円は、歳出に計上しておりますひとり親世帯臨時特別給付金に対する補助金で、補助率は100%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをご覧ください。

3款2項5目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費18節負担金補助及び交付金1,572万円は、ひとり親世帯臨時特別給付金であります。

内訳としましては、基本給付分として、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を給付いたします。合計で218世帯1,447万円になります。

次に、追加給付分として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方に1世帯当たり5万円を給付いたします。対象世帯を25世帯で125万円と見込んでおります。合計で1,572万円となります。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、議案第56号の質疑を行います。

質疑には自己の思いや意見を入れられないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。議案第56号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第56号についての討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。
これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時14分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二孝
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	子育て支援課長	齋藤和也

.....

午前10時16分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、去る令和2年6月16日付託の下記事件について、審査が終わっていますので御報告いたします。

一般会計予算特別小委員会委員長 齋藤進

議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、所管する消防本部、議会事務局、防災課、総務課、まちづくり推進課、総合政策課に関する事項について、それぞれ全員の賛成で可決しております。

審査内容について、主なものを審査順に沿って御報告いたします。

消防本部関係であります。

歳出です。9款消防費1項3目14節施設改修工事について。

質疑。施設改修工事について、女性専用の浴室、脱衣室、仮眠室に改修するということですが、にかほ市に女性消防吏員が採用されたのは何年からで、その勤務体制はどうなっているのか。また、今までこうした不具合はなかったのか、改修の要望が出たのはいつなのか。

答弁。女性3名の採用履歴ですが、それぞれ平成20年、平成21年、平成24年に消防吏員として採用されております。採用当初は、全員消防署に配属され、一つの仮眠室を3人で使用している状況でした。浴室についても共用の浴室を使用していました。令和元年度に消防職員の待遇の改善を図る組織である消防委員会で女性消防吏員の勤務環境を整備してほしいという要望があり、今回のような運びとなりました。

同じく14節消防団ポンプ車庫改築工事についてであります。

質疑。消防団ポンプ車庫改築工事について、耐震基準を満たさない車庫が畑を含めて4カ所あると伺いましたが、今後の改築予定はどのように計画していますか。

答弁。耐震基準を満たしていない昭和56年6月以前に建てられた消防団車庫は、小国、馬場、釜ヶ台、今回の畑地区の4カ所になります。団員数の減少に伴い、存続が危ぶまれている班もあります。それぞれの自治会、地域との話し合いを重ねながら、班の再編なども含めて検討を行っております。

また、建設敷地は必ず自治会から用意していただく、もしくは換地でなければなりませんので、

事前に相談をしていただき、条件を整えた上で地区要望として要望していただき、それを受けて計画を進めています。

続いて、防災課関係であります。

同じく歳出。9款消防費1項5目17節備品購入費について。

質疑。AEDについて、庁舎には何台あって、更新時期、故障時期はいつでしょうか。

答弁。象潟庁舎に設置しているのは1台です。更新時期は7年ですが、メーカー保証は5年で、故障したのは3月でした。

質疑。点検や管理はどのようにしておりますか。

答弁。ランプの点灯で定期的にそれぞれの設置している施設で管理、点検しております。

続いて、総務課関係です。

同じく歳出。2款総務費1項1目1節会計年度任用職員報酬についてです。

質疑。今年から施行した会計年度任用職員の報酬の増額について、全体的にどのように見えていますか。計画の中での位置付けや今年からの新制度で、どのくらい給料に増減が生じているのかお聞きします。

答弁。会計年度任用職員制度の導入による人件費の動きですが、今年度当初予算額と昨年度の当初予算額の比較では約2,860万円の増加、今年度の当初予算額と平成30年度の決算額の比較では約6,060万円の増加となっております。制度移行により人件費が増加している状況です。

質疑。会計年度任用職員の障がい者の件ですが、障がい者雇用率には会計年度任用職員も含まれますか。

答弁。会計年度任用職員も含みます。毎年6月1日現在で労働局へ雇用率の報告を求められていますが、今年の数値は現在集計中です。教育委員会と市長部局を分けて報告しており、昨年は教育委員会は法定雇用率を達成しましたが、市長部局は2.5%の法定雇用率を達成していません。今年の数値は、まだ確定しておりませんが、市長部局でも達成する見込みです。

続いて、まちづくり推進課関係です。

同じく歳出。2款1項12目12節マイナポイント設定支援等業務委託について。

質疑。現在、にかほ市のマイナンバーカードの登録者は何人ですか。

答弁。令和2年5月末時点で2,485人、人口のおよそ10%です。

質疑。国からの補助金は、人数や金額による上限はないのですか。

答弁。人口による上限が示されております。にかほ市は人口5万人までの自治体区分となっております。

続いて、総合政策課関係です。

同じく歳出。2款1項9目12節旧上浜小学校活用事業委託料についてであります。

この件につきまして、委員会質疑が齋藤聡議員から出ていますので、初めにそちらを報告いたします。

質疑の要旨です。3点あります。

1点目、今後、若者の雇用の創出や移住問題に対して、インキュベーション導入は不可欠であり、

にかほ市は大幅に遅れているのが現状です。上浜地区をモデル地区にするとの構想があるようだが、にかほ市はどのようなモデル地区を目指しているのか。例えば鶴岡市ではリサーチパークモデル、五城目町ではローカルベンチャーモデルなど、明確なモデル構想がない限り、進出した企業、プレーヤーにとっては選択が難しいと考えるが、どのような認識を持っているのか。

2点目、設備に関して、どのようなものを設置するのか。W i - F i 等の通信設備のみでは、単にテレワークを目的とした人材誘致で、プレーヤーを呼び込んでベンチャーの創出、既存企業、農業などへのイノベーションが期待されないのではないか。

3点目、上郷小学校におけるスタジオシステムなどは、方法によっては企業側にとっても利用価値があると思うが、今後、利用について連携させることは考えられるのかという質疑でありました。

回答として、1点目、今般の旧上浜小学校の利活用事業の目的は、新たなビジネスに若者がチャレンジするにかほベンチャーの集積地とすることにあります。当該施設に関しては、にかほ発ベンチャーを発掘、育成するための拠点施設として、サテライトオフィススペース、コワーキングスペースなどを整備するものであります。目前に日本海を見、背後には鳥海山を抱く風光明媚な地で、新たな労働環境を提供し、ここで働きたい、住みたいという期待を抱かせる施設としたいと考えております。当該施設の整備により、新たな人員が地域に入り込むことにより、労働力のみならず地域の活性化に寄与できればと思います。

2点目、整備に関しては、W i - F i 設備、エアコン、照明器具、机、オンライン会議をするための機材、玄関などを整備し、オフィススペース、コワーキングスペースなどの環境を作ります。議員の言われているとおり、ハードの整備のみで終了するのではなく、市内外の若い世代がインターネットを活用したビジネススタイルを構築するための育成プログラムを実施し、固定費の高い首都圏に拠点を構えなくても地方でもできる働き方のモデルケースを示しながら地方への人の流れを誘導します。

また、ソフト事業では、施設運営の核となるべき人材の発掘と育成、担い手の育成を行い、2年度目以降は中核となる人材の更なる増強、ベンチャー立ち上げ支援などに移行、3年目には、引き続き人材発掘、いろいろな事業形態のベンチャー立ち上げの支援をしつつ、民間主導による事業推進へ徐々にシフトしていく予定です。無論、既存企業や他産業とのイノベーションに関しては、別途仕掛けが必要かと考えていますが、まずは施設の立ち上げに力を注いでいければと考えているところです。

3点目、旧上郷小学校「にかほのほかに」は、関係人口の創出を主な目的としています。対して旧上浜小学校は、冒頭で触れましたとおり、新たなビジネスに若者がチャレンジする、にかほベンチャーの集積地とすることです。それぞれの目的は違いますが、これを連携させることにより、上郷における関係人口の創出も、上浜における企業により、より深く多くなるものではないかと期待されますし、移住、企業にしても、上郷にて関係人口となったものが上浜にて起業するといった相乗効果も考えられるのではないかと考えているところであります。

以上です。

それでは、引き続き、旧上浜小学校利活用事業委託料についての質疑と答弁を申し上げます。

質疑。旧上浜小学校利活用事業について、パートナーシップ企業とはどのようなもので、プロポーザルで公募する部分は地域プレーヤー等の人材の発掘となるのでしょうか。また、まちづくり団体は、地域振興協議会のようなものなのですか。

答弁。パートナーシップ企業については、プロポーザルで企画提案のあった企業で、契約をする相手方となります。地域プレーヤーとなる人材の発掘については、市の内外問わず、旧上浜小学校で起業してビジネスをしたいという人を見つけてくるということです。まちづくり団体は、旧上浜小学校に拠点を構えて建物を運営していく団体であり、主に入居者で構成される団体とイメージしています。

質疑。首都圏からの入居者に対して、宿舎や居住支援などは考えていますか。

答弁。本事業は、オフィスとしての位置付けとなりますので想定していませんが、公営住宅や民間住宅などの斡旋などは支援していきたいと考えております。

もう一点、プロポーザルによる契約後、契約内容の変更はできますか。

プロポーザル時点で示した仕様書にないものを事業者が提案してきた場合でも、それが予算範囲内であり、審査員が認めた事業であれば、公募時点の仕様から変更になっているものも含めて、その提案事業者と契約する形になります。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る6月16日、当小委員会に付託されました事件につき、所管の審査を終了していますので報告いたします。

当小委員会に付託されました議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

市民課関係では、歳入13款3項2目の年金生活者支援給付金制度は、令和元年10月から開始されており、消費税の増税にあわせて年金収入が少額の方に対し、特別に給付する制度です。国からの照会で約4,400人分の所得データを提出しており、そのうち1,300人が制度の対象になっていますということであります。

健康推進課では、健康相談は臨床心理士、言語聴覚士に依頼しており、新たに医師が加わります。年6回の依頼となります。金額の設定については、先生方には検診等で依頼しており、検診と同じ単価を設定しているとのことであります。

生活環境課関係では、空き家解体工事費は補助金以外は全て一般財源で負担します。解体後の土

地は、所有者不在土地になるので、手続を行った上で国庫に帰属することになりますが、抵当権者の方で手続を行わない場合は、そのまま荒れてしまいますので、抵当権者と調整が必要になると考えております。財産管理人制度を活用して、仮に売却ができた場合、財産管理人制度を利用するために要した費用は市へ戻るが、残った金額については国庫に入ることになります。

平成25年から本格的な空き家調査を実施しており、危険な空き家について所有者へ改善していただくよう助言を行っており、所有者による自主的な解体、修繕等で危険な空き家が減少していることから、今後も所有者不在の危険な空き家になる前に自主的な解消を行っていただけるよう所有者へ助言を実施していくということであります。

フェライト子ども科学館関係では、設計業者からコーキング資材の耐用年数が5年から10年と説明を受けており、10年を越えない範囲で打ち替えが必要との説明を受けています。科学館は、概ね5年に1回、リニューアルをしています。その機会にあわせて点検したいと業者と相談しておりますとのことでもあります。

子育て支援課関係では、仁賀保学童クラブ建設について、小学校体育館の2階も検討しましたが、部屋として作ろうとしたとき、屋根の形状から広さと高さが得られないことから、同じ敷地内の別の場所も検討しましたが、津波の避難ということを考えると、学校とつながっていた方が避難しやすいことと、日当たりも多少影響はあると思いますが、全く当たらないわけではなく、冷暖房も設置するのでなるべく影響が少なくなるようにしたい、こういう答弁であります。

子育て世帯への臨時特別給付金については、議決後、直ちに案内を送ります。案内には7月10日に予定している振込日と、支給を辞退する人は教えてくださいという案内を掲載する予定です。基本的には、申請は不要という形になります。

長寿支援課関係では、午ノ浜温泉の浴室改修工事であり、サウナの新設により若い方々の利用も見込めると。今回の、現在ない手すりや明るさの解消、全室冷暖房設置などのように、過ごしやすい利用について検討したいと考えています。

シルバー人材センターが入る部屋は、かつて低周波イスを——利用していた部屋で、それが故障し、撤去され、利用頻度のない部屋になっている。今回、シルバー人材センターの事務室を構えるに当たって、条例に基づき行政財産使用料をいただきます。行政間で融通を利かせているというものではありませんという答弁であります。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） 令和2年6月16日、付託されました下記事件につき、所管の審査

を終了しておりますので報告いたします。

議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農林水産課関係では、森林経営管理制度委託料について、森林所有者の意向調査に先駆けて林地台帳を整備するためのもので、森林簿と林地台帳との相関関係について、森林簿は県が森林計画を立てるため林況等をまとめたものであり、林地台帳は市で整備するもので、森林に対し土地の地番や所有者などを記載した台帳で、一つの地番に複数の森林が登録されているものも多く、意向調査の際、対象森林の所有者以外も意向調査の対象となる可能性もあり、林地台帳の精度を高め、意向調査を進めるために行うものでございます。

委託作業の内容は、森林簿と林地台帳の情報を照合し、所有者を特定するもので、林地台帳の解析や修正を含めた作業となり、委託業者はシステム会社になるのが一般的と思われるとのこととございます。

平成31年4月からスタートした森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と担い手を繋ぐシステムで、森林所有者に今後どのように森林管理したいのか確認するのが意向調査で、委託の方向で考えています。担い手となるのは、意向確認を行い、経営管理委託を希望する森林について、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が管理を行うことになるということです。再委託される林業経営者に登録されている事業者は、県内79事業者で、うち由利地域は8事業者、にかほ市内は2事業者となっています。

漁港しゅんせつ委託料300万円の内容についてですが、市の管理である小砂川漁港に堆積している前年度分のしゅんせつ砂、約1,000 tを飛の高森地内に搬出するものです。小砂川漁港の過去3年間のしゅんせつ保全にかかった費用は、昨年度しゅんせつ3回で約503万円、平成30年度2回で約218万円、平成29年度2回で約173万円と、毎年実施しております。今後は、発注済みの長寿命化計画に基づき維持管理を行っていくとのこととございます。

商工政策課関係でございます。

企業立地促進条例補助金の年間予算規模の判断についての質問がありましたが、補助金を受けるための手続として、着手前に事業計画を提出してもらい、内容を確認、助成金の交付については企業が支払完了後に申請を受け、要件を満たしていれば全企業が対象となる。当初予算時点で案件が確定していないものは、補正予算対応となりますので、要件を満たせば際限なく助成するということになるようです。

新型コロナウイルス感染症に対応する製造業に関する補正予算の今後の見通しについての質問がありましたが、現在実施中の事業継続応援給付金も、製造業も含めた一つの支援と考えている。今後は、離職者対策を講じる必要もあると考えているが、予算化には至っていない。そのほか、今後、経済がV字回復基調になった中でも企業の設備投資が進まない場合は、設備投資助成のかさ上げなども一つの方法ではないかと考えているとのこととあります。

観光課関係。

県民誘客支援事業委託料792万円についてでございますが、超神ネイガーによる誘客促進事業として、全て株式会社正義の味方に委託するもので、税抜きのネイガープロジェクトに530万円、観光PR動画作製に50万円、ネイガーのデコレーションボード——これは記念撮影ボードですが、この製作に15万円、街角ネイガー、そしてお迎えネイガーなどの宣伝ポスター製作に55万円、ネイガーのポータルサイト内での観光情報やキャンペーン情報の掲載費用50万円、ネイガーカード製作に20万円、ふだんはショーやイベント時にしか会えない御当地ヒーローとファンとの出会いと誘客の促進を図るものであり、ネイガーの出演回数等は、街角ネイガーには30回ほど、市内宿泊施設でのお迎えネイガーには9回ほどの予定とのことであります。

また、県民誘客支援事業、報償費についてでございますが、市内の特産品生産事業者への支援と宿泊施設への支援を目的に、「わくわく作戦」として300万円分を、宿泊者1,000円に市特産品3,000円、2種類、各500セットを、さらに「ドキドキ作戦」として100万円分、にかほ本ズワイや酒、ほか特産品、各5,000円から3万円相当分、全80組をわくわく作戦でのアンケート回答者に対し、それぞれプレゼントするものであります。なお、宣伝については、当初予算のインフルエンサーSNS観光プロモーション事業として、AKT秋田テレビと提携し進めており、その中での番組への露出とインフルエンサーとしての相場詩織さんのSNSでのプロモーション周知を協議している段階とのことです。

観光拠点センターGHP修繕工事についてですが、わずか3年半での修繕であり、保守点検の不足が原因とも思われるため、今後は定期的な保守点検を行うよう要請を行ったところでございます。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第51号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第51号は各小委員長

の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時50分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第45号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第12、議案第55号にかほ市屋内運動施設建設工事請負契約の締結についてまでの議案11件、日程第13、陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情及び日程第14、陳情第2号公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情までの陳情2件、計13件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務常任委員長。

【総務常任委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務常任委員長（齋藤進君） 去る令和2年6月16日付託の下記事件につき、審査が終わっていますので報告いたします。

総務常任委員長 齋藤 進

議案第45号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決しております。

議案第46号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、同じく全員の賛成で可決しております。

議案第47号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同じく全員の賛成で可決しております。

審査内容の主なものについて報告いたします。

議案第45号についてです。

他の自治体では手当の減額も行っていますか。行っている場合、参考にしていますか。

市長が市政報告と一般質問の答弁で述べておりますが、今回の減額の趣旨は、財源を捻出するためのものでなく、政治姿勢として市民に寄り添いたいというものであり、それに副市長と教育長が賛同したものであります。他市では財源の捻出を目的としているところもあり、本市とは相違する部分があります。実際に期末手当の全額削減を行っている市もありますが、本市とは目的が異なるため、他市に倣うものではありません。

この改正の提案に至るまでどういった手続を踏むのですか。

今回の減額については、上位の法律などに基づくものではなく、市長の意思に基づいて行うものであり、減額の金額や期間も市長の任意により設定するものです。そして、これを実施するために市の条例改正が必要ですので、改正議案を議会に提出させていただいたものです。

続いて、議案第46号です。

固定資産税のわが町特例とはどのようなものですか。

今回の場合は、地方税法で課税標準の特例率を0から2分の1の間で各市町村の条例によって定めてよいとあります。よって、今回、にかほ市は0とするものです。

住宅借入金控除の特例について、1年間ではなく令和16年度まで14年ありますが、どういうことですか。

特例控除の期間については、今入居されている方が13年間適用を受けられます。適用を受けるためには、いつまで入居しなければならないかという規定があって、今回のコロナの影響で適用を受けるまでの間に工事が終わらず、入居できなかった方を救済するための13年間適用を受けられるように1年延長して、令和15年度を令和16年度まで延ばしましょうと、そういう意味です。

先端技術の先端設備の特例について。

3年間非課税で4年目から取得価格ではなく減価償却後の価格で固定資産税がかかってくるというお話でしたが、コンピュータ制御等の先端技術設備については、100%全額1年間で償却できるという制度があって、例えば1,000万のものでも2,000万のものでも1回で償却できる。そうすると、3年間に償却が終わって4年目には税をかけられないということになるのではないですか。

申告したときの償却後の価格に課税されます。そのような償却で0になっているのであれば、税額は0になります。

続いて、議案第47号に関してです。

納期を別に定めるというのはよいのですが、いつからいつまでということですか。いつもは7月から2月までだと思いますが、別で定めるというのはどういうことですか。

通常は7月から2月まで8回に分けて納めていただきます。例えば3月で加入した場合ですと、通常の7月から2月までの納期に当てはまらないので、4月や5月の納期を別で定めるということになります。

12条についてですが、今までどのようにされてきたのですか。

今までは2項の規定についてなかったので、随時期の納期については12条の2項の次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は納税通知書に定めるところによるという箇所を随時期の納期を定める規定と解釈して運用してきましたが、他市の状況を確認すると、今回追加した第2項の規定を設けているところがありまして、それを参考ににかほ市でも追加することになりました。

4項の100円未満の端数については、条例に規定はありませんけれども、地方税法の第20条の4の2第6項の規定に、1,000円未満で端数処理するという規定があり、これを適用していました。8期で分割した場合、1期目に2期目以降の端数を合算する必要があります。例えば1万9,000円の年税額の場合、今まで1期目に5,000円で、2期目以降は8期目まで2,000円となり、3,000円の差額がありました。これを100円未満で端数処理することによって、1期目が2,900円、2期目以降が2,300円と、より均等になり、納税者についても納めやすくなるということで、今回、規定を追加するものであります。

以上、報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

す。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 去る6月16日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第48号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第53号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）については、それぞれ全員の賛成で可決と決しております。

陳情第2号公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情は、賛成少数で不採択と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第48号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、これまでは新型コロナウイルスの傷病手当金についての条例がなかったため、支給することができませんでした。今回、後期高齢者医療広域連合において条例を改正したため、市で傷病手当金の申請事務を手續できるよう、条例の一部を改正するもので、条例改正後、規則で期日を決める予定です。期日の予定は、令和2年9月末日までで、期日まで申請があった場合には最長1年6ヵ月間支給されます。今後の感染状況を踏まえ、国の基準にあわせて規則の期日を変更して対応する予定ですのでこのことです。

議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険を運営する上で国から特別調整交付金をいただいておりますが、傷病手当を支給した場合、その支給額が上乘せされ、国から全額支給されます。市の持ち出しはありません。支給対象者は、国民健康保険加入者で給与を受け取っている従業員です。個人事業主の場合、報酬日額の算定が困難ということで支給対象にはならないとのことです。

議案第53号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）については、小出診療所は平成3年に新築しており、平成17年に増改築しましたが、屋根の部分には手がかかっていません。修繕の面積は250㎡で瓦葺きになりますとのことであります。

陳情第2号公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情では、法の趣旨がこの現場にはなじまないという意見もありました。

願意を否定するわけではないが、採択するには我々調査も含めて少し早いのではないかという意見もあり、継続審査の意見もありましたが、採決の結果、賛否が分かれ、賛成少数で不採択となりました。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時16分 再 開

●議長（佐藤元君） 会議を再開します。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設常任委員長（森鉄也君） 令和2年6月16日付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第50号市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについて、議案第54号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号にかほ市屋内運動施設建設工事請負契約の締結については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

陳情についてですが、継続審査となっていました陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情については、賛成少数により不採択と決し、陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書については、継続審査といたしました。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第50号市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについて。

貸付料の算定根拠となる保有財産台帳価格の考え方と単価については、市の財務規則第202条で、土地については類似の評価額、路線価を考慮し算定するとされており、本件は市内・市街地の広大な工場跡地を類似として、さらに類似の路線価を本件土地の条件にあわせて算出している。一団の大区画のため、住宅用地と異なり、工業用地同様、一般的に価格が低くなるため、1㎡当たり1,832円となっているとのことです。

本会議で質疑がありました貸付期間30年間の費用対効果については、市の支出として造成工事費、用地取得費が約3億円、雇用・設備投資への助成が上限の1億円、合わせて約4億円、市の歳入では貸付料3,667万7,000円、固定資産税2億6,655万9,000円、従業員の市民税、約3億7,500万円と類推し、合計6億7,800万円になります。経済波及効果として従業員の地元消費が約1億6,200万円、用地造成工事発注による経済波及効果は3億1,000万円、建物建設費用20億円の1割を地元企業が請け負ったと仮定した場合の経済波及効果は3億1,000万円、設備の維持管理費650万円とそれぞれ見込んだ経済波及効果の合計は7億8,800万円とのことであります。

将来、雇用人数500人の雇用計画の現状と見通しについては、本荘由利地域に事務系の職が少ない

ことや新拠点建設というインセンティブが働いていることで、同社への就職希望者は増えており、そのため現在の建物が手狭になることから、雇用拡大計画を少し抑えている状況と伺っており、令和4年の新拠点稼働開始までの300人への雇用拡大は、計画どおりに進むものと考えてはいるが、逆に建物が狭くなることからスペースの確保が課題となっているようです。

新拠点稼働開始に向けての雇用計画については、会社からの聞き取りからも確実性は高く、問題ないものと考えているとのことでもあります。

次に、議案第54号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、象潟町関字西大坂地内、生コン会社付近の国道海側の国交省敷地内に国交省の計画で回転場、方向転換用の小さなスペースで、舗装面積が約570㎡を設置するため水道管の移設が必要となり、約90mにわたり移設するものです。費用は、占用者、水道管設置者の負担とされており、使用料については今後も免除されるとのことでございます。

議案第55号にかほ市屋内運動施設建設工事請負契約の締結について。

電柱移設に係る費用負担について、当初予算で1,000万円を計上しているNTT、東北電力と協議中であり、8月から9月頃の移設予定。費用の負担は、原因者である市の負担となる。工事に含まれている遊具等を除き、会議室や事務室などの机、椅子、ロッカー類の備品は今後も予算計上となるが、大きい金額にはならないと考えている。また、会議室の規模は56名ほどの規模としているとのことでもあります。建設場所は、白瀬記念館や南極公園と隣接し、駐車場利用も含め施設間の移動で道路横断者などの人の往来も多くなり、カーブでもあることから、通行車両への速度抑制の道路標示や看板の設置、横断歩道の設置を要請しております。

また、本会議で質疑のあった分割発注については、商工観光部長から説明を受けております。建築、機械設備、電気設備、外構工事と分割発注した場合、設計ベースの税込み価格で2,500万円を超える増額となり、工期についても年度内の完成が難しくなるとの説明でありました。

次に、継続審査となっていました陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情については、最低賃金の引き上げには理解するものの、全国一律制とする場合、地方と都市との格差の解消は難しいものと考えたとの意見や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など現在の社会経済情勢に鑑み、今回、不採択とし状況を見るべきとの意見も多く、採決の結果、賛成少数で不採択と決しております。

陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書については、これまで当市議会や県議会による一般質問でも取り上げられ、秋田県では平成30年度以降の種子生産供給体制の基本的な考え方を示し、主要農産物は本県農業の基幹作物であることから県の役割として引き続き優良種子の安定供給に取り組むとしているところであります。

一方、本意見書にありますとおり、令和2年1月現在、全国で種子条例を定めた都道府県は、隣の山形県を初め15道県あり、今後、条例設置を検討している県が13県との情報もあります。委員からは、提出者からの説明も必要との意見や、さらに時間をかけて調査する必要があるなどの意見が多く出されたことから、本件については閉会中の継続審査とすることに決定しております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和2年6月16日に付託になりました議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第51号は、全員の賛成により可決と決しております。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第45号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第47号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第49号の討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第52号の討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第53号の討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第55号にかほ市屋内運動施設建設工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本案は、原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号公立学校に「1年単位の變形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時37分 休 憩

午前11時38分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

1番。

●1番（齋藤光春君） 今回のこの――

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休 憩

午前11時38分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

異議がありますので討論を行います。

初めに、原案に反対者の討論を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） 1番齋藤です。

先日、委員会の方で公立学校の今回の1年単位の変形労働時間導入条例制定に反対する陳情が不採択となりましたけれども、これに関して私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成29年度の秋口にさまざまな全国の教員関係者、それから団体関係者、有識者のヒアリングを行っております。この中で各団体から挙げられた問題点が一貫しております。なぜかという、一つは教員の業務の中の明確性、それからさまざまな学校教育という特別な事情からの一般的な企業の勤務とは違う内容が業務として行われている。これにより、例えば自分の教材研究、または子どもたちとの接触、理解を深めるための接触、それから保護者との連絡調整、また、外部との連絡調整、さらには各省庁からのさまざまな調査書の報告書の整理等が挙げられます。その中で特に小学生の場合、小学校の教員の場合は、複数の教科を担当しており、朝から、例えば5時間であれば5時間とも全て時間を担当しております。昼休み時間等も子どもたちの給食の指導、放課後になると、今度は子どもたちの接触、さまざまなそれからの自分の教材研究なり担当業務分掌等の仕事となります。

ひいては保護者からの連絡であれば、勤務時間が終わった後、要するに保護者の勤務が終わった後の電話等の連絡もあります。中学校教員に当たりましては、このほかに進路指導、さまざまな社会状況による問題行動等の処理、それから部活動指導での業務もございます。それが終わってからの自分の業務。

その中で文科省から出ております教員の勤務時間の上限に関するガイドラインというのが示されております。ちょっと読み上げます。「教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において、自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間、その他、業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする」というようなことがあります。一概に、例えば夏休み等でまとめた時間を取るとか、そういうようなことに関しましては、繁忙期のあるような業務、例えばデパートとか商店とかであれば、特定の季節や月に偏ったことでその時間の超過勤務ということは可能で、繁忙期でないときには緩和ができる可能性はあります。ところが、学校に関してはそのような業務内容ではありません。

そこで、ほとんどの全国の教育委員会のヒアリング、それから小学校、中学校等から出ているような要望としては、まずその時間よりも大きくいえば学校の教員の業務の明確化、それからさまざまなことに対する教員に対するサポート体制の制度、そして学級経営であれば複数担任制、それから業務処理、外からの情報等の提供であれば業務処理に関しては、専門家の配置とか、それから部

活動に関しても地域住民からのサポートの要請というようなことがなければ、単なる時間的な制約だけでは業務の緩和はできないということを挙げられております。

こういうことでありますので、趣旨は先ほど、ちょっと違った労働勤務時間のみになっておりますが、教員に対するこのような時間のことに関する1年単位の変形労働時間を導入するには、まだ時期尚早であり、そういう教育制度がしっかりと確立した上でのものでなければ教員の緩和はできないと考えるので、私のこの変形労働時間に対する陳情に関しては、こちらの方では否決されましたが、私は賛成の立場で物を言わせていただきます。終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第15、継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の陳情第3号農産物種子条例の制定を求める意見書について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第3号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第16、議提第3号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての議提1件を議題とします。

議提第3号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、15番伊藤竹文議会運営委員長の説明を求めます。15番。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 議提第3号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年6月22日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく佐々木春男、同じく宮崎信一、同じく齋藤光春、同じく佐々木敏春、同じく佐藤文昭でございます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大及びその防止の措置による市内経済と市民生活への影響に鑑み、その痛みを共有するため、議員の期末手当の減額を提案するものであります。

皆さんに配付の次のページ、御確認いただきたいと思っております。

にかほ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年にかほ市条例第42号）の一部を、附則に次の1項を加えます。

（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

10項です。令和2年6月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後のにかほ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用について、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の146.25」とする。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

以上であります。

●議長（佐藤元君） 議提第3号については、申し合わせにより質疑、討論を省略します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回にかほ市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午11時53分 閉 会
